

## 社会福祉法人桜コミュニティ 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人桜コミュニティ（以下「本法人」という。）の役員等に対する報酬及び費用弁償の額及びその支給について定めることを目的とする。

### (役員等)

第2条 前条に規定する「役員等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) その他法人理事長（以下「理事長」という。）が必要と認めた者

### (報酬)

第3条 役員等に対する報酬は、無報酬とする。

### (費用弁償)

第4条 役員等の費用弁償は、理事会、評議員会、会計監査等に出席した場合に支給する。この費用弁償の金額は、毎回10,000円/1人とする。

### (旅費)

第5条 役員等の旅費については、本法人職員の旅費規程支給基準に準ずる。

### 附 則

- 1 本規程は桜コミュニティ定款の第9条、第23条に準じ評議員会の議決をもって効力を発揮する。
- 2 本規程は、平成29年6月1日から施行する。

### 附則

本規程は、平成30年1月22日一部改正、同日より施行する。

本規程は、平成30年5月9日一部改正、同日より施行する。

本規程は、令和 3年4月1日一部改正、同日より施行する。